

件名：	成年年齢の18歳引き下げに係る本市成人式について
担当課：	教育委員会 社会教育課 社会教育・生涯学習担当 (電話：083-934-2865)

成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正が平成30年6月20日に公布され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、令和4年度以降に実施する本市成人式の「対象年齢」「実施時期」「式典名称」について、次の方針とします。

### 「対象年齢」は、20歳とします。

#### 【理由】

- ① 20歳を対象とすることが市民に定着しているとともに、飲酒・喫煙等の法律上の制限がなくなる20歳をもって、成人としての自覚を改めて促す機会とすることに、市民の理解が得られやすいこと。
- ② 18歳を対象とする場合、対象者の多くが進学や就職を控えた年齢であり、進路選択のための本人や家族の負担が大きく、参加者が大きく減少することが見込まれること。
- ③ 18歳を対象とする場合、令和4年度の対象者が3学年分となり、本人や家族に混乱を招くとともに、式典運営（会場、送迎、写真撮影等）に支障が生じること。

#### 【参考】

- ・初年度に当たる令和4年度の対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に出生した者（学齢による）。

### 「実施時期」は、1月とします。

#### 【理由】

- ① 「成人の日」は、祝日法で1月の第2月曜日と定められており、市民をあげてお祝いする日として定着していること。
- ② 転出者にとって、「成人の日」の前2日（土・日曜日）を含めた3連休であれば帰省しやすいこと。

#### 【参考】

- ・平成30年度の県内市町成人式は、上関町の8月を除き、18市町が1月に実施、うち14市町が「成人の日」前日の日曜日に実施。
- ・初年度に当たる令和4年度の実施日は、令和5年1月8日（日）を予定。

「式典名称」は、20歳の節目に相応しい名称とします。

【理由】

- ①対象者は、式典時点で民法上の成年年齢に達してから2～3年程度が経過しているため、「成人式」という名称は相応しくないこと。
- ②20歳は、人生において大きな節目となり、年齢制限がなくなる区切りの年齢でもあることから、これに相応しい名称が求められること。

【参考】

- ・他都市では、「二十歳の集い」（京都市、東広島市など）や「二十歳を祝う会」（奈良市、碧南市など）といった具体的な名称を既に表明しているところもあるが、多くが、検討中又は今後検討するとしている。